

## 胎内市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年1月25日

胎内市農業委員会

改正：令和4年2月25日

農業委員会等に関する法律第7条に基づき、標記指針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 遊休農地の解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標 10.0ha

- ・平成30年3月末時点の遊休農地は、21haで耕地面積に対する割合は0.50%であるため、令和5年度末までに10ha解消し、割合を0.25%とする。

##### (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員及び推進委員が連携して、農地パトロールを実施し、遊休農地の所有者に対しての意向調査を通じて、農地中間管理事業の活用の推進を図るとともに、遊休農地となる恐れのある農地についても早期発見に努め、解消に向けた指導・相談等を行っていく。

#### 2 担い手への農地利用集積について

##### (1) 担い手への農地利用集積目標 3,711ha

- ・胎内市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想による目標面積とする。  
(耕地面積4,123haの90%)

##### (2) 担い手への農地利用集積の具体的な取り組み方法

- ・各地域の「人・農地プラン」の見直しをはじめとした、各種集会等に農業委員及び推進委員が積極的に参加し、農用地利用集積計画による利用権設定等の周知により、担い手への農地の集積・集約化の推進を図る。

#### 3 新規参入の促進について

##### (1) 新規参入の促進目標 5経営体

- ・管内における、これまでの新規参入者数を考慮し、年間1経営体とする。

##### (2) 新規参入の促進の具体的な取り組み方法

- ・関係機関と連携し情報の共有を図り、就農希望者へ各種補助制度等の情報を提供し、新規参入が円滑に進められるようサポート体制を整える。

#### 4 この指針は、令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選時期に合わせて、3年ごとに検証・見直しを行う。